

申 入 書

2011年6月14日

厚生労働大臣
細 川 律 夫 様

在日コリアン弁護士協会
代表 弁護士 殷 勇 基

私たちが在日コリアン弁護士協会（略称LAZAK ; Lawyers association of ZAINICHI Korean）は、日本の弁護士資格を有する在日コリアンの団体であり、在日コリアンをはじめとするマイノリティの人権擁護を目的の一つとして2002年に設立されました。現在、韓国表示、朝鮮表示、日本国籍を有する弁護士87名の会員で構成しています。

さて、在日コリアンをはじめとする定住外国人が日本のホテル・旅館等を利用する際、ホテル・旅館等の宿泊業者から外国人登録証明書の提示を求められ、提示しない場合に、ホテル・旅館等の利用を拒まれる事案の存在が相当数、報告されています。そこで、この問題に関して、貴職に対して、下記のとおり申し入れます。

（申入れの趣旨）

定住外国人が、ホテル、旅館等の宿泊施設に宿泊する際、外国人登録証明書（2012年7月までに予定されている改正入管法、改正入管特例法の施行後は、在留カード及び特別永住者証明書。以下同じ。）の提示をする必要はないこと、従ってまた、外国人登録証明書の不提示を理由とする宿泊拒否ができないことについて、都道府県知事等関係首長並びに関係団体及び旅館業者等へ周知を図ってください。また、必要であれば実情を調査し、その他、不当な提示要求、宿泊拒否が行われないようにするための必要な措置を取ってください。

（申入れの理由）

1 定住外国人が日本のホテル・旅館等を利用する際、宿泊業者から外国人登録証明書の提示を求められ、提示しない場合に、ホテル・旅館等の利用を拒まれる事案の存在が相当数、報告されています。

2 在日コリアンをはじめとする定住外国人は、日本国籍を有していませんが、特別永住、一般永住等、日本に定住する権利を保持し、日本に住所・生活の基盤を有しており、現在220万人以上の定住外国人が日本で生活しています。

3 ところで、旅館業法第6条1項、旅館業法施行規則第4条の2により、日本国内に住所を有しない外国人には宿泊の際に国籍、旅券番号を告げる義務が課されています。しかし、ここで国籍、旅券番号を告げる義務が課されているのは、「日本国内に住所を有しない外国人」です。定住外国人は日本国内に住所を有しているため、国籍及び旅券番号を告げる義務はありません。従って、上記法令は宿泊の際に外国人登録証明書の提示を定住外国人に求める根拠にはなりません。

4 また、外国人登録法は、「外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり登録証明書の提示を求めた場合には、これを提示しなければならない。」と規定しています（同法13条1項）。しかし、ホテル・旅館等の宿泊業者が、「その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員」に該当しないことは明らかですから、同法を根拠としても、ホテル・旅館等の宿泊業者が外国人登録証明書の提示を求めることはできません。

5 加えて、外国人登録法自体、その一部規定について差別的であることを理由に国連から廃止を勧告されている法律であること（そして、改正入管特例法においてその趣旨が一部、現に採用されるに至ったこと）にも留意する必要があります。

すなわち、外国人登録法は、日本に在留する外国人に対して、外国人登録証明書の常時携帯義務を課し（13条1項）、警察官等が外国人登録証明書を求めた場合の提示義務を規定し（同条2項）、外国人がこれを拒絶した場合の罰則を定めていますが（18条1項1号）、国連・自由権規約委員会は、永住外国人に刑罰をもって外国人登録証明書の常時携帯を強制することは、同規約26条（法の前の平等・法律の平等な保護を受ける権利）に合致しない差別的制度であるとして、日本政府による第3回政府報告書に対する最終見解以降、その廃止を繰り返し、勧告しています。そして、2012年秋ころ施行予定とされる改正入管特例法において、特別永住者については、特別永住者証明書の常時携帯義務が撤廃されたところです。

6 さらに、外国人登録証明書には、氏名、住所、生年月日の他、外国人登録番号、在留資格が記載され、顔写真が添付されており、極めて高度な個人情報に記載されています。よって、不必要な開示により個人情報や、プライバシーに関する権利・利益の侵害が起こることがないように十分な配慮が必要であることも言うまでもありません。

7 なお、以上については、「旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成17年2月9日健発第0209001号。各都道府県知事・各政令市市長・各特別区区长あて厚生労働省健康局長通知)も、「本改正により営業者が実施すべき事項」として、「改正規則施行後においては、宿泊者が自らの住所として国外の地名を告げた場合、営業者は、当該宿泊者の国籍及び旅券番号の申告も求めることとする」、「本改正により宿泊者名簿に国籍及び旅券番号の記載をすることとなる宿泊者に対しては、旅券の呈示を求める」とのみしているところです。

8 以上によれば、法令の根拠なく、外国人登録証明書の提示を求め、提示がない場合に利用を拒むことや、そのような実情があるのに、(是正のための方策もとられず漫然と放置されているようなことがもしあれば)状況が放置されていることは、法的にも大いに問題であるというほかありません。

9 しかるに、前記のとおり、定住外国人が外国人登録証明書の提示を求められ、提示しない場合に、利用を拒まれる事案の存在が相当数、報告されています。そこで、定住外国人が、ホテル、旅館等の宿泊施設に宿泊する際、外国人登録証明書の提示をする必要はないこと、従ってまた、外国人登録証明書の不提示を理由とする宿泊拒否ができないことについて、都道府県知事等関係首長並びに関係団体及び旅館業者等へ周知を図る必要があると思料します。また、必要であれば実情を調査し、その他、不当な提示要求、宿泊拒否が行われないようにするための必要な措置を貴職において取られる必要があると考え、本申入れに至ったものです。

10 なお、2012年7月までに予定されている改正入管法、改正入管特例法の施行後は、上記の趣旨が、改正法に基づく在留カード及び特別永住者証明書についても妥当すべきであることは言うまでもありません。したがって、これら証明書についても同様の措置が取られる必要があると考えます。

以上